

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成25年6月10日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 本間 裕貴
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング 3号館3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

マイナンバー法、ついに成立

1. 共通番号（マイナンバー）法成立

個人番号及び法人番号を活用した効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受、手続きの簡素化による国民の負担軽減などを目的とした「共通番号（マイナンバー）法」が5月24日、参院本会議で賛成多数で可決、成立しました。同法の施行に伴う関係法律の関連整備等法も同日成立し、これにより、年金などの社会保障給付や納税を一つの個人番号で管理する制度が、平成28年1月からいよいよ始まります。

2. マイナンバーとは

今後、国民一人ひとりに割り振る「個人番号」を住民票の記載事項に追加され、平成27年10月から、市町村から番号通知カードを郵送されます。個人番号は氏名、性別、生年月日、住所（4情報）、住民票コード等をあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つとして位置づけられ、平成28年1月からは、番号情報が入った「個人番号カード」が市町村から希望者に配布され、個人番号で年金の相談や照会ができるようになります。

3. 利用範囲拡大

さらに平成29年1月からは、行政機関が個人番号を利用して個人情報をやり取りするシステムが稼働します。例えば、行政窓口で児童手当などの申請に必要な添付書類の提出が段階的に不要となったり、税分野では添付書類なしで確定申告が可能になります。その一方で、自己の個人番号に係る個人情報がどのように提供されたかを確認できる「マイ・ポータル」の運用も開始されます。

4. 法人における共通番号

法人番号については、国税庁長官から番号が指定し通知されます。法人等の名称、所在地等と併せて法人番号を公表します。国税庁長官は、法人番号の指定を行うために、法務大臣に商業登記法による会社法人等番号その他の登記簿に記載された事項の提供を求めることができ、行政機関の長等は、特定法人情報の授受の際、法人番号を通知して行います。法人番号については、利用範囲の制限等がなく、民間でも自由に利用できるようになっています。

5. 今後の展開・課題

なお、今回のマイナンバー法では、個人番号の利用範囲が社会保障や税などの行政分野に限定しており、附則において、法施行後3年を目処に、他分野でも活用することを検討するとしています。今後は、平成30年10月までに、今回認められなかった医療や民間などでの利用拡大がどのようになるのかが大きな焦点となります。

6. 強まる個人情報の国家管理

銀行口座などに個人番号を割り振ると、その個人番号をキーに情報を容易に集約することができます。親族情報と合わせて、親族間での資金のやり取りを完全に把握できるようになります。親族間での資金移動については、その根拠を明確に残しておかなければ、時間の経過とともに贈与あるいは貸付・借入など判断に困ることが起こる可能性があります。したがって、契約書等を作成し、より確実な根拠を残しておく必要があると考えられます。個人情報の管理が強まることで、相続税・贈与税対策の重要性はさらに高まります。不安に思われる方は、ぜひご相談ください。

